

◆ 平成19年度決算における「健全化判断比率」および「資金不足比率」について

1. 制度の背景

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年6月22日法律第94号）により、平成19年度決算より健全化判断比率（①**実質赤字比率**、②**連結実質赤字比率**、③**実質公債費比率**、④**将来負担比率**）および**資金不足比率**を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することになりました。

なお、この健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上である場合には「財政健全化計画」を、また、財政再生基準以上である場合には「財政再生計画」を策定して健全化に努めることとなります。

同様に、資金不足比率については経営健全化基準以上である場合には「経営健全化計画」を策定して健全化に努めることとなります。

なお、これら比率の対象を図示すると以下のとおりです。

上尾市		一部事務組合	広域連合	地方三公社	第三セクター
一般会計	特別会計	埼玉県都市競艇組合 埼玉縣市町村総合事務組合 上尾、桶川、伊奈衛生組合	彩の国さいたま人づくり広域連合 埼玉県後期高齢者医療広域連合	上尾市土地開発公社	(財)上尾市地域振興公社 上尾都市開発㈱ (財)上尾市勤労者福祉サービスセンター 上尾市青果低温貯蔵㈱
普通会計	公営事業会計 (国保・老健・介護・後期高齢)				
	うち公営企業会計 (工業・下水道・水道)				
実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率	
将来負担比率					
資金不足比率					

2. 平成19年度算定結果

(1) 総括

(単位：%)

		平成19年度算定値	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	11.58	20.00
	連結実質赤字比率	—	16.58	40.00
	実質公債費比率	5.5	25.0	35.0
	将来負担比率	89.4	350.0	設定なし

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率がないものとされます(「—」と表示)。

		平成19年度算定値	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0
	工業住宅団地特会	—	
	公共下水道特会	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額が発生しない限り比率がないものとされます(「—」と表示)。

(2) 健全化判断比率及び資金不足比率

◆ 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額（歳入総額－歳出総額）の標準財政規模に対する比率で、黒字か赤字かを判断する指標です。

平成 19 年度は赤字でないため、本比率は算出されないこととなりました。

◆ 連結実質赤字比率

公営事業会計（各特別会計）を含めた全ての会計の連結実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率で、この指標によって、国民健康保険や公共下水道事業などの公営事業会計を含めた上尾市全体の財政運営状況が分かります。

平成 19 年度は赤字でないため、本比率は算出されないこととなりました。

◆ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

収入のうち、どのくらいを借金の返済に充てているかを示すもので、一部事務組合、広域連合などの返済に対する負担も計上されます。

平成 19 年度は 5.67180% となりましたが、これと平成 17 年度（6.19197%）、平成 18 年度（4.91983%）の 3 カ年を平均し、5.5% となりました。

これは、早期健全化基準（25.0%）や財政再生基準（35.0%）と照らしても問題のない値であり、また、地方債の発行について総務大臣などの許可が必要となる基準（18.0%）よりも低い値となっています。

◆ 将来負担比率

いわゆるストックの指標として、一般会計等が将来負担すべき地方債や債務負担行為などの実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、一般会計に加え公営事業会計、一部事務組合、広域連合、地方三公社および第三セクターなどを含めた全体の実質的な負担を把握しようとするものです。一般会計等が抱えている負債が、一般会計等の標準的な年間収入の何年分かを示しています。

平成 19 年度は 89.4% となり、早期健全化基準（350.0%）と照らして問題のない値となりました。

◆ 資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の深刻度を示すものです。本市においては、水道事業会計、工業住宅団地開発事業特別会計及び公共下水道事業特別会計が対象となります。

平成 19 年度はいずれの会計も資金不足がないため、本比率は算出されないこととなりました。

(3) 結果

平成 19 年度の健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）はいずれも早期健全化基準及び財政再生基準を大幅に下回ることとなったため、「財政健全化計画」及び「財政再生計画」策定の必要はありません。

また、資金不足比率については資金不足がないため、「経営健全化計画」策定の必要はありません。